

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月19日
【会社名】	愛光電気株式会社
【英訳名】	AIKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 近藤 保
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県小田原市西大友205番地2
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 近藤 保は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年 2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社の財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である平成30年 3月20日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施いたしました。

本評価においては、当社の「平成29年度 財務報告に係る内部統制に関する計画」に基づき、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下、全社的な内部統制）及び決算・財務報告に係る業務プロセスの内部統制の評価範囲は、売上高全体の事業拠点を選定しました。評価については内部統制全体を適切に理解及び分析したうえで、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用の状況並びにその状況が業務プロセスに及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社16拠点及び商品センター課全てを「重要な事業拠点」としました。全ての事業拠点における業務プロセスの評価範囲を決定するにあたっては、企業の事業目的に大きく関わる金額の重要性の高い勘定科目としての売上高、売掛金、仕入高、買掛金及び棚卸資産に至る業務プロセス、即ち、販売業務プロセス、仕入業務プロセス、棚卸資産業務プロセスを評価の対象としました。さらに重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業等に係る業務プロセスについても財務報告の影響を勘案して重要性の高い業務プロセスとして評価対象に追加しております。業務プロセスの評価については、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を自己評価並びに内部監査による独立的評価をすることによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役社長 近藤 保は、平成30年 3月20日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。